

令和3年第12回教育委員会議事録

令和3年7月14日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和3年7月14日（水）午後2時00分～午後2時52分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 白 石 高 士 委 員 對 馬 初 音

委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子

委 員 折 井 麻 美 子

出席説明員 事 務 局 次 長 齊 藤 俊 朗 教育政策担当部長 大 島 晃
教育人事企画課長

学校整備担当部長 中 村 一 郎 中央図書館館長 田 部 井 伸 子
生涯学習担当部長

庶 務 課 長 村 野 貴 弘 学校支援課長 出 保 裕 次

学校整備課長 河 合 義 人 学校整備担当課長 岡 部 義 雄

済美教育センター 佐 藤 正 明 済美教育センター 佐 藤 永 樹
所 長 統 括 指 導 主 事

済美教育センター 加 藤 則 之 済美教育センター 鈴 木 壮 平
統 括 指 導 主 事 教 育 相 談 担 当 課 長

中央図書館次長 後 藤 行 雄

事務局職員 庶 務 係 長 佐 藤 守 法 規 担 当 係 長 岩 田 晃 司

担 当 書 記 春 日 隆 平

傍 聴 者 1 名

会議に付した事件

(議案)

議案第45号 「杉並区教育ビジョン2022(案)」の策定について

議案第46号 教育財産の用途廃止について

(報告事項)

- (1) 教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時代理の報告及び承認について
- (2) 第7回杉並区教育振興基本計画審議会の実施報告について
- (3) 令和2年度体罰等実態把握調査の結果について
- (4) 緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について

目次

議案

- 議案第45号 「杉並区教育ビジョン2022（案）」の策定について・・・・・・・・・・ 4
- 議案第46号 教育財産の用途廃止について・・・・・・・・・・ 11

報告事項

- (1) 教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時代理の報告及び承認について・・・・・・・・・・ 13
- (2) 第7回杉並区教育振興基本計画審議会の実施報告について・・・・・・・・・・ 4
- (3) 令和2年度体罰等実態把握調査の結果について・・・・・・・・ 14
- (4) 緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について・・・・・・・・・・ 18

教育長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和3年第12回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長から事前に伊井委員とのご指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案2件、報告事項4件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入ります。まず、議案の審議を行いますが、議案第45号と報告事項2番については関連している案件のため、事務局から一括して説明いただきたいと思いますと思いますが、委員の皆様、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、そのようにしたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

庶務課長 それでは、日程第1、議案第45号「『杉並区教育ビジョン2022(案)』の策定について」を上程いたします。また、本議案に関連するため、報告事項2番「第7回杉並区教育振興基本計画審議会の実施報告について」併せて私からご説明いたします。

それでは、初めに「第7回杉並区教育振興基本計画審議会の実施報告」につきましてご説明申し上げます。資料をご覧ください。

第7回審議会は6月25日金曜日、18時から区役所中棟5階第3・第4委員会室において、委員13名全員出席の上、開催いたしました。このうちオンライン参加の委員は2名、また傍聴人数は7名でございました。

今回の審議会では、添付資料の別紙1の「杉並区教育ビジョン2022(案)」についてご審議いただきました。

別紙1の「杉並区教育ビジョン2022(案)」は、前回、第6回審議会でのご意見等を踏まえたものになってございます。前回の審議会からの主な変更点につきましては、別紙1の1ページをご覧くださいでしょうか。1ページにあります「教育ビジョン2022の策定について」、原案では(1)「策定趣旨」から(5)「推進に向けて」までありましたが、(4)の「計画の位置付け」、(5)「推進に向けて」を統合し、

整理しまして、「計画の位置付け」としてございます。

3 ページをご覧くださいませでしょうか。Ⅰの「私たちが大切にしたい教育」は3つの案がございましたが、「みんなのしあわせを創る杉並の教育」として、文章もこれに合わせて整理してございます。

4 ページをご覧くださいませでしょうか。「誰もが社会の創り手となる」というものを、「誰もが社会の創り手として生きる」、これは他の2つの項目に合わせて語尾を「生きる」として整理したものでございます。

5 ページをご覧くださいませでしょうか。Ⅱの「一人ひとりが教育の当事者となるための視点」を「一人ひとりが教育の当事者として心がける視点」という表現に修正してございます。

5 ページ、6 ページのⅡの原案では、4番が「社会を創る当事者として考える」、5番が「学びの成果を分かち合う」でしたが、順番を入れ替えまして、なおかつ、入替後の4番「学びの成果を分かち合う」を「学びの成果を贈り合う」に修正してございます。その他、より分かりやすい表現にという趣旨で全体を通して文言整理を行ってございます。

牧野会長と調整させていただき、こちらの案を今回の審議会の前に事前に委員に送付しましたところ、委員から3点ほどご意見等がございました。審議会当日はそちらを中心にご審議いただきました。

審議会当日の意見の詳細は、別紙2の「意見の概要」をご覧くださいませればと思いますが、ここでは別紙1をご覧くださいませでしょうか。3つのご意見につきましては、3ページの2行目から3行目にかけて、「『ありがとう』という言葉を通して」という箇所がございましたが、4行目から5行目にかけて「区民アンケートで子どもたちがうれしく思える言葉は『ありがとう』でした」という部分と重なり、文のインパクトが弱まるので削除してはどうかというご意見でございました。

また、4ページの8行目の「多様で新たな学びにつながりが生まれることにより」を、新しいものが広がるというイメージから「多様で新たな学びの世界（世界観）が生まれることにより」という表現にしてはどうか、というご意見をいただきました。

また、4ページの16行目に「思いをおくり合い」という平仮名表記がございました。こちらと5ページの4の「学びの成果を贈り合う」、7ページの下から2行目の「学びの成果の贈り合い」という表現がございま

して、「おくる」についてこれまで審議会において何度も意見交換をする中で、「贈る」という漢字に思いが込められており、「贈り合い」を使用するのはよいと考える。一方、同じ文章の中で漢字と平仮名が混在することに懸念があるというご意見がございました。

こういった3点のご意見を中心に、1つ1つの言葉についてご審議をいただきました。

審議の結果、最終的には「案からの修正はせず別紙の1のとおりとする」として、決定をいただきました。審議会の最後に、審議会から別紙3の答申を頂いたところでございます。なお、答申の別添につきましては、別紙1と同じ内容になりますので、本日の資料では省略しています。

以上が第7回審議会の報告となります。

続きまして、審議会から答申を受けまして、議案第45号「教育ビジョン2022（案）の策定について」ご説明いたします。

議案を1枚おめくりいただけますでしょうか。

令和4年度からおおむね10年程度を期間とする新たな教育ビジョンの策定に当たっては、区民、学校教育及び社会教育の関係者、学識経験者からなる杉並区教育振興基本計画審議会を設置し、調査審議を進めたところでございます。

今般、「杉並区教育ビジョン2022（案）」がまとめられたので、以下のとおり策定するものでございます。

1としまして、「策定にあたっての基本的な考え方」でございます。

「杉並区教育ビジョン2022」は、これまでのような目指す人間像を定めるのではなく、区民誰もがこれからの時代を自分らしく生きるために必要となる「私たちが大切にしたい教育」を掲げ、その教育を自分ごととして担うための「一人ひとりが教育の当事者として心がける視点」を示し、さらにそれを支える「教育行政の取組の方向性」を明確にするものとして策定するものでございます。

2としまして「計画の位置付け」でございます。

「人生100年時代」を区民誰もが学びを通して自分らしく豊かに生きるための羅針盤となるよう、杉並の教育の基本的な考え方を示すものであり、教育基本法第17条第2項の規定に基づく杉並区の教育振興基本計画として位置付けるものでございます。

3としまして、「『杉並区教育ビジョン2022（案）』の概要」でござ

います。こちらにつきましては、添付している資料をご覧くださいませ
でしょうか。案の概要につきましては、資料の「杉並区教育ビジョン 2022
(案)」の表紙をおめくりいただきますと、1 ページから 2 ページにか
けて「教育ビジョン 2022 の策定について」として、(1) から (4) ま
で「策定趣旨」、「教育を取り巻く環境の変化」、「策定にあたっての
基本的な考え方」、「計画の位置付け」を記載してございます。

続きまして、3 ページにおいて「Ⅰ 私たちが大切にしたい教育」と
して、「みんなのしあわせを創る杉並の教育」を掲げております。

これは、人は誰もが幸せになりたいという願いを持っているというこ
と、誰もが自分らしく生きることを大切にしながら、みんなの幸せをつ
くるためには、一人ひとりが当事者となって共に学び合い、教え合い、
かかわり合って、新たな価値を作り出していく「みんなが共に教育を創
る」という考え方が欠かせないこととして書かれております。

そして、その誰もが教育の当事者となる上で、共に尊重し、大切にし
たいこととして、4 ページの 3 つ、「学び合い、信頼をつくり、共に生
きる」、「ちがいを認め合い、自分らしく生きる」、「誰もが社会の創
り手として生きる」が挙げられております。

次に、5 ページから 6 ページにかけて、「Ⅱ 一人ひとりが教育の当
事者として心がける視点」、これは子どもも大人も全ての人が教育の当
事者として日常的に心がけることとして 5 つ、1 「子どもの思いを尊重
する」。2 「ちがいを受け入れる」。3 「対話を大切にする」。4 「学
びの成果を贈り合う」。5 「社会を創る当事者として考える」が掲げら
れております。

最後に 7 ページですが、「Ⅲ 教育行政の取組の方向性」において、
教育委員会の具体的な取組については、「教育ビジョン 2022 推進計画」
を策定し、教育環境の着実な整備等の施策を進めていくこと、また、新
基本構想に掲げた「共に認め合い、みんなでつくる学びのまち」の実現
に向けて、一人ひとりの主体的な実践を後押ししていくこととしてござ
います。

資料本文のほうにお戻りいただけますでしょうか。「今後の主なスケ
ジュール」でございますが、この後になります。今月、文教委員会に
報告し、8 月 1 日からパブリックコメントを実施することとし、8 月 1
日号の「広報すぎなみ」に掲載予定でございます。10 月に教育委員会に

「教育ビジョン 2022」を付議し、議決いただいた後、11月に文教委員会に報告し、公表、周知する予定でございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明についてご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

久保田委員 この間の取りまとめの作業、本当に大変だったと思うのですが、本当にありがとうございました。今回の案、まとめを見ますと、改めて非常にいいものが出来上がったなと思っています。

今までもそうなのですが、目指す人間像があって、それに向けてというのが多かったわけですが、今回はそのスタイルではなくて、「私たちが大切にしたい教育」を「みんなのしあわせを創る杉並の教育」と定めた上で、大切にしたいことを3つ「共に生きる」、「自分らしく生きる」、「社会の創り手として生きる」。いわば生きる、生きる、生きるということで、主体的に、能動的に1人1人がやっていくということがはっきりと出ているところが、今までにないパターンで、いいなと思っているところです。

そして、さらに「心がける視点」ということで5つ掲げられていますが、これらも全て「尊重する」、「受け入れる」、「大切にする」、「贈り合う」、「当事者として考える」。まさに自分たちがどうしていくという形で明確に言い切っているところがとてもすばらしいなと思っています。

先ほどのお話の中にもありましたように、「ありがとう」という言葉が紹介されていましたが、私もこの「ありがとう」という言葉は、世界一すてきな、すばらしい言葉かなとずっと思っていたものですから、これを取り上げた上で、まとめられたというのが非常に良かったと思っています。

「子どもたちから最も多く寄せられた」と書いてありますが、今回のビジョンの作成に当たって、子どもたちから、そして大人たち、高齢者まで含めて幅広い区民の声を取り上げながら、それを生かしながらまとめ上げたところが、とても良かったところではないかなと思った次第です。

あとは、これらのビジョンの下でこれを具体的にどうしていくのか。まさに最後のほうに書かれておりますが、推進計画を、その具体化をど

うしていくかというところがとても大事になっていくと思いますので、これからもどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

庶務課長 推進計画につきましては、ビジョンの決定後、策定するというこゝで基本的には年度内の策定を目指して作業を進めているところでござひます。また報告をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

伊井委員 今回のこのビジョンの取りまとめ、本当にお疲れさまでござひました。

この答申を見たときに、これまで多くの方が関わってくださり、また審議会の方々が真摯にまとめて、私どもも逐一、報告をいただいておりますけれども、まさに目指そうとしているところが、全てこの審議会の中に既に集約されていたのではないかなと思ひます。「学び合い」というところがありましたし、「ちがいを認め合い、自分らしく生きる」というところは、違いを認め合ってそれぞれの意見の着地点を見つけるために対話があったなということを感じておりますし、「誰もが社会の創り手」というところも、本当に皆さんが当事者となってその立ち位置でお話をされてきたなと思ひます。

「一人ひとりが教育の当事者として」というところの5つの項目も、「尊重する」、「ちがいを受け入れる」、全て審議会のところで実現されて、1つのお手本ではないですけれども、在り方を審議会の皆様が示してくださったなと思ひています。本当に大変だったと思ひますが、答申を見たときにここがスタートなのだなとすごく思ひました。本当に敬意を表するところで、これからのご苦勞もあるかと思ひますが、よろしくお願ひしたいなと思ひます。

ここに関わった多くの方々のことを思うと、私たちもこうやって報告を聞かせていただいて、一緒に考えさせていただいたという意味では、当事者の部分もあったと思ひますし、どんどんここに関わる方々が増えている、今後またいろいろなご意見を聴取するに当たっても、またそこに関わる人がどんどん増えていくことがとても楽しみだなと思ひます。

最後に、別紙の2で皆さんがいろいろな意見とか感想を書いていらっしゃるけれども、こうやって手間暇をかけながら、それが成果につながるのだということがすごく具現化されていて、最後のところに

「今後、ビジョンを区民の方に伝えていく過程で、できれば小学校や中学校に行き、子どもたちに直接話したいと思っている」ということを書いてくださっていますけれども、そうやってこのビジョンを作り上げてきたということと、それから、7回にわたって育ててこられたビジョンであるのだなということを感じました。

ここからは、お花にお水をあげる人たちがもっと増えて、私たちも含めていろいろな方々で育てていくことをお願いしていけたらいいなと思っています。今後も大変かと思いますが、よろしく願いいたします。

庶務課長 審議会は、当初6回の予定だったのですが、1回増やしていろいろな意見をいただき、会長に最後、おまとめいただきました。また、学校に出向いて直接子どもたちと話したい、ということも言われていますので、できれば実現したいと考えております。

伊井委員 ありがとうございます。いい形でまとめ上げていただいて、本当に大変だったと思います。

對馬委員 皆さん既にいろいろおっしゃっていただいていますけれども、私としても、多くの方々が関わってくださいましたことに、本当に感謝申し上げます。

この「みんなのしあわせを創る杉並の教育」という言葉に、最終的に落ち着いたと伺っておりますけれども、「みんなのしあわせを創る教育」というのは、ある意味で本当はとてもシンプルで当たり前のことだと思っておりますが、それを言葉にしたときに、すごく新鮮さがあるというか、やっぱりそこが一番大事なのだよねというのを改めて思った感じがいたします。

子どもたちのことも尊重しながら、その子どもたちを子どもとして捉えるというよりも、将来大人になる人材であると捉えているというのがすごく分かって、そこがとてもいいなと思っています。

この後、これを基にしてこれからの10年、いろいろな公教育の展開に使っていくことになると思うのですが、それをまた頑張っていかなければいけないなと思いつつ、いろいろ自戒もさせていただいております。ありがとうございました。

教育長 私は全部の審議会に参加させていただき、審議の過程を、皆さんが1つ1つの言葉にこだわって、丁寧に時間をかけて進めてきた結果がこれだと思っています。非常にうれしく思っています。

先ほど何人かの委員から話がありましたけれども、これはビジョンなのですごく上位の大きな部分を示しているものだけれども、これをいかに絵に描いた餅にしないで、実質的なものにするかというのは推進計画にかかっていると思います。このビジョン自体を皆さんが、皆さんというのは子どもだけではなくて、大人も、つまり区民が理解していくためには、先ほどもありましたけれども、子どもたちへの説明だけではなくて、学校運営協議会の方たち、それから学校の校長や教員、保護者、あるいは自身の子どもは学校に在籍していない区民の方といった、多くの方に共有していかなければいけない。ぜひ、その周知方法を具体的に考えていただいて、紙で配るだけではなかなか読んでいただけないと思います。かといって、全部に話して回るわけにもいかないし、そのいい頃合いのところをぜひ考えて周知いただければと思います。ご苦労さまでした。

庶務課長 ありがとうございます。周知の方法含めて、ビジョンを皆さんにご理解いただくような取組を進めていきたいと思っております。

ほかによろしいでしょうか。それではないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第 45 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議ございませんので、議案第 45 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第 2、議案第 46 号「教育財産の用途廃止について」を上程いたします。

学校整備課長からご説明いたします。

学校整備課長 それでは、私からは議案第 46 号「教育財産の用途廃止について」につきましてご説明を申し上げます。

杉並第二小学校につきましては、老朽化に伴い新校舎を建設するに当たり、新校舎建設にかかる校舎、遊具、附属の建物や倉庫を解体する必要があるため、教育財産の用途廃止を行うものでございます。

議案を 1 枚おめくりください。用途廃止をする財産の内容につきましては、1 「用途廃止する財産」に記載しているとおりでございます。

もう 1 枚おめくりいただきまして、解体建物案内図をご覧ください。

建物の一部解体する部分としましては、校庭東側のプールや特別教室、学童クラブ等が入っている建物として、1379.13 m²、及び倉庫2棟でございます。

参考までに、特別教室や学童クラブ等が入る仮設校舎は先日完成し、先週末に引越し作業を行いました。

用途廃止の時期は令和3年7月20日でございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

伊井委員 聞き損ねていたと思うので申し訳ありません。仮設が建って、そちらに移るのはいつでしょうか。

学校整備課長 先般、仮設校舎が完成しましたので、先週引っ越しを行いました。ただ、もう1学期が終了しますので、実質的には2学期から活用する予定でございます。

伊井委員 ありがとうございます。

折井委員 確認ですけれども、通常であれば夏休み中にプールの指導があるかと思うのですが、今年はコロナ禍のために指導がなく、特に教育活動には影響が出ないという理解でよろしいでしょうか。

学校整備課長 プールにつきましては、今年度は2学期以降、来年度もしばらくの間、東田小学校をお借りしてということで現在のところ考えております。

折井委員 では、もう既に東田小のほうをお借りしてプールの活動も行っているということですか。それとも夏休み、20日の前までは自校のプールで水泳指導ということでしょうか。

学校整備課長 この1学期中につきましては、現校舎はまだ使えますので、この杉二小のプールを使っているという形です。

折井委員 ありがとうございます。

庶務課長 ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第46号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ございませんので、議案第 46 号については、原案のとおり可決といたします。

それでは、続きまして報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いします。

庶務課長 それでは、報告事項 1 番「教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時代理の報告及び承認について」を私からご説明いたします。資料をご覧ください。

本件は、教育委員会規則につきまして、「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則」第 2 条の 2 の規定に基づき、教育長の臨時代理により処理した旨をご報告し、その承認を求めるものでございます。

臨時代理により処理した規則でございますが、「令和 2 年における杉並区学校教育職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則」を、7 月 1 日に杉並区教育委員会規則第 17 号として処理したものでございます。

次に、教育長の臨時代理により処理した理由につきまして、ご説明いたします。

区費教員の結婚休暇につきましては、都費教員と同様の取扱いにするため、「令和 2 年における杉並区学校教育職員の慶弔休暇の特例に関する規則」を定め、取得可能期間を拡大してきたところでございます。

7 月 1 日に、東京都教育委員会は、新型コロナウイルス感染症の影響などを踏まえ、結婚休暇の取得可能期間をさらに拡大するための規則を公布、施行しました。

区費教員につきましても、都費教員と同様の取扱いにするため、7 月 1 日に、条例の規定に基づき、特別区人事委員会に規則改正の承認申請を行い、同日、承認を得たところでございます。

この承認の後、7 月 1 日中に規則を改正する必要がございましたが、教育委員会を招集するいとまがなかったことから、教育長の臨時代理により、規則の改正をしたものでございます。

なお、改正した規則につきましては、同日、公布してございます。

次に、規則の内容につきましてご説明いたします。資料を 2 枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。

規則の題名を「杉並区学校教育職員の慶弔休暇の特例に関する規則」に改めるほか、慶弔休暇の取得可能期間の規定を読み替えるための特例措置を改めまして、結婚の日が令和元年7月1日から令和4年1月6日までの職員につきまして、結婚休暇を始める日を令和4年12月31日までの期間内の日とすることも可能とするものでございます。

以上で報告を終わります。規則の朗読は省略させていただきます。よろしくご承認くださいますよう、お願い申し上げます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、報告事項1番についての質疑は終わります。

それでは、教育長、報告事項1番につきまして、教育委員会の承認が必要な案件でございますので、採択をお願いいたします。

教育長 それでは、報告承認の採決を行います。報告事項1番について承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、報告事項1番を承認といたします。

庶務課長 続きまして、報告事項2番は先ほどご説明しましたので、報告事項3番「令和2年度体罰等実態把握調査の結果について」教育人事企画課長からご説明いたします。

教育人事企画課長 私からは「令和2年度体罰等実態調査の結果について」ご報告いたします。これは昨年度、東京都教育委員会が実施いたしました都内公立学校における体罰等の実態把握調査について、杉並区の案件を報告するものです。

調査対象、対象期間、調査方法につきましては、記載のとおりでございます。

結果でございますが、令和2年度杉並区に係る体罰事案はありませんでした。引き続き、校長会や副校長会等において、管理職への指導を徹底していくとともに、各学校において東京都からの資料を活用しながら、サービス事故防止研修を実施し、サービスの厳正についての教職員の意識を高めてまいります。

私からは以上でございます。

庶務課長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

久保田委員 杉並区に関わる体罰事案はなしということで、これはとてもよいことだなと改めて思うのですが、全都的にも少なくなっているということで、これは今の状況をよく表しているのかなとも思いました。

ただし、そういった中で、いわゆる体罰がなくなってきた、少なくなってきた一方で、最近よく言われるのが、要はパワーハラスメント的な問題があちこちで起きてきているということがあると思います。その辺については、現在どのような問題というか、把握がされているのかどうか、教えていただければと思います。

教育人事企画課長 パワーハラスメントに関しましては、そういった事態があれば、当然学校の中で調査として挙がってくるものと考えております。そういった傾向にあるもので、例えば不適切な指導という部分であれば、校長が学校の中で教員に対して指導しているといったイメージもございます。

実は、今回の体罰調査で挙がっているものの結果なのですが、東京都全都で見て7名というのがありましたが、自らの感情をコントロールするアンガーマネジメント、これが非常に重要と言われております。そういったことの研修等も取り入れながらパワーハラスメントの行為が起きないように、杉並区は今回1件もありませんでしたが、しっかりと研修等を含みながら指導していきたいと考えております。

教育長 1件もなかったので取りあえずよかったなと思いますけれども、しっかり指導していかなければいけないなと思います。

調査の方法について教えていただきたいのですが、「全児童・生徒を対象にした質問紙による調査」とここに書いてありますけれども、その上に校長が教職員を対象に個別聞き取り。まず教員に聞いて、そして子どもにも聞いているという流れだと思うのです。

例えば子どもに聞いて、これは質問紙ですから子どもたちが紙に書くと思うのですが、その後、何もいない子は何も書かないのでしょうか、何か出てきたときの、その後の調査の手順というのはどのようになるのでしょうか。

教育人事企画課長 この聞き取りというか調査の結果、体罰があった場合といったことだと思いますけれども、そういった場合は、暴力があった

といったことは教育委員会に報告することになっております。当然学校では指導しますし、そして教育委員会と一体となってその後も指導を重ねていくといったこととなります。

教育長 子どもたちに書いてもらったときに、いわゆる書いて出てきたものは、すぐ体罰と認定されてしまうものなのではないでしょうか。

教育人事企画課長 子どもが体罰ではないかと挙げてきたことにつきましては、しっかり学校の中で調査をしますが、それが体罰に該当するかどうかといったことについては、教育人事企画課にも連絡があって、そして共に考えていくといったところでございます。

折井委員 基本的なところが分かっていなかったようで申し訳ないのですが、どうしても、こういったアンケートというのは記名なのではないでしょうか。記名だからこそ聞き取りができて、そしてそれを指導することができるという流れに私は今、思えたのですけれども、記名式だという理解でよろしいのでしょうか。

教育人事企画課長 こちらのほうはアンケート様式上、記名しての提出となっております。

折井委員 指導するに当たっては記名式であるほうが確かに指導しやすいかと思うのですけれども、一方、記名式で、例えば担任の先生からそういうことがありましたというお子さんに関しては非常に書きづらい。自分の担任の先生に体罰されたにもかかわらず、担任の先生にそれを訴え出るといって形になってしまうのではないかと危惧するわけですが、その辺りはどうなのでしょう。

教育人事企画課長 質問紙にこのように注意書きがあります。「この質問紙に書きたくないことは、保護者の人に話したり、電話で相談したりしてください」とありますので、特にこの紙で必ず提出といったことにはなってございません。また、保護者にもこういった調査をするといったことでのお便りを出しているところでございます。

折井委員 現状のやり方に問題があるという指摘をしたいわけではないのですけれども、一方で子どもの気持ちとしては、記名式というのはとてもいろいろなことが言いづらい。

よく学校公開とかのアンケートも記名式になっていて、本心を書いてもらいたいのであれば無記名のほうがいいのではないかなと毎回思いながら今までいたのですけれども、どちらを優先するかなのだと思うので

す。何かあったときにそれを指導することを、ある意味きちんと把握したいということですので、記名式は確かにメリットがある一方で、言いづらい。

なかなかいじめも体罰も言いづらいのです。お子さんからすると本当に言いづらいものがあるって、それを「助けて」とか「つらいです」ということを言ってもらいたいのであれば、無記名でできるルートがきちんと確保されて、親にも言いづらい、先生とこういうことがありましたということを家庭で話すことも難しい、例えば思春期になると親と話すことも嫌ということもあつたりしますので、このアンケートのやり方が云々というよりは、何かカウンセラーの人を通してなのか、それもなかなか言いづらいとなったときに何か伝えるつてがあるといいなと思います。

というのは、大学でやるときには必ず無記名なのです。その問題は誰か分からないということで、誰だ誰だになることでデメリットがあるのもよく分かるのです。ただ、無記名にすることで出てくるものもあるので、両面から本当は把握できるような術があるといいなと思います。

教育人事企画課長 この調査だけではなくていじめの調査等も併せてやっていたところだと思うのですが、学校から不安や悩みがあるときは1人で悩まず相談しようということで、電話や LINE で相談できる場所というのを周知しています。それは長期休業前に配ったり、あと、この体罰調査のときも実は配っているのですけれども。そういったところを見ながら子どもたちが話しやすい、伝えやすいところを選んで相談する窓口は数多く開いているところがございます。

教育長 今、委員が指摘したことはすごく大事なことで、記名すると書きづらい、無記名だと分からない。どう折り合いをつけるか。済美教育センターが実施している教育調査は、実は無記名でやっているのですね。無記名でやっているのいろいろな自由記述を書いたりする。

ただ、学校行事とかのアンケートは記名式にしている学校が多いですが、例えば記名欄があったとしても、希望しない方は名前を書かなくてもいいですよと、そういう一言があるとか、そういう配慮が学校は必要だと思います。

あと、この体罰調査は記名式でやっていて、自分からの申し出というものもありますけど、実は、どちらかということ、ほかの子が見ていて出て

くるというのが多分あるのではないかなと思うのです。ほかの子が実は誰々さんが先生に叱られてこうなっていたところを見たよとか、そういう情報というのも、この体罰の実態を把握するためには必要なだろう。それがまた無記名だとますます分からなくなってしまうので、そういった意味で記名はしているけれども、なかなかお話ができない子どもたちをフォローするシステムは確かに必要だなと思います。

對馬委員 基本的なことを伺いたいのですが、体罰というのは児童生徒に対して先生からの体罰に限られているのでしょうか。例えば部活のコーチであるとか、上級生からされたということは、ここには含まれてこないものなのでしょうか。

教育人事企画課長 質問項目の中でいうと、例えば小学校4年から6年生だと、「学校で先生やそのほかの人から」というところがあります。ですので、とにかく学校の中で暴力行為があるというところはしっかりと把握するといった意味で、このような質問調査になっているということでございます。

對馬委員 分かりました。ありがとうございます。

庶務課長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項3番についての質疑を終わります。

続きまして、報告事項4番「緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」済美教育センター統括指導主事からご説明いたします。

統括指導主事（佐藤） 私からは「緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」報告いたします。

緊急事態宣言の発令に伴い7月12日から8月22日までの教育活動については、別紙のとおり各学校に通知いたしました。内容につきましては、4月25日から6月20日までの緊急事態宣言での教育活動と同様のものとなります。

なお、緊急事態宣言中に移動教室を予定していた5校につきましては、2学期以降に延期となっております。

私からは以上です。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

對馬委員 これは多分、今までも緊急事態宣言が出るといつも同じような文書が行ったかと思うのですけれども、この時期ですので、これからまた熱中症とかになるかと思えます。去年も同じようなことが懸念されたと思うのですが、マスクの着用の徹底というのは、多分、感染防止にはすごく役に立っているのだらうなと思う一方で、これからの暑い時期、夏休みになるまであと1週間ぐらいありますが、その辺は熱中症予防という観点でもマスクの着用の徹底というのは変わらずということなんでしょうか。

統括指導主事（佐藤） もちろん授業の間、教室の中については感染症対策ということ。そして、距離が一定以上確保できないというところから、教員も、そして子どももというところですが、もちろん距離が十分確保できるところ、また、体育等熱中症が心配されるときには取るように指導する、または取っていいことになっております。低学年とか自分で判断するのがなかなか難しいところがありますので、それを教員のほうがこの授業は取りましようと言う、もちろん取らない子もいますけれども、そういう言葉かけを大切にするように指導しているところです。

對馬委員 ありがとうございます。たまたまどこかの学校で校外学習というのですか、外に行くときに熱中症になったみたいな報道もありましたので、とてもそこは心配しています。コロナだけではなくて、子どもたちが健康に楽しく毎日過ごせるようによろしく願いいたします。

折井委員 今の對馬委員との関連質問なのですが、熱中症で緊急搬送されたというので、私もびっくりしたのですが、実際には若干名の児童が熱中症の症状を見せていて、ほかは疲れたとかちょっとぐたっとしているというところで、念のために緊急搬送という形を取ったのだと思うのですが、通常でいうと、ちょっと疲れた程度では恐らく緊急搬送は普通だとされないのではないかなと思ったりもするのですけれども、今回はそれでよかったのではないかなと思いました。

熱中症の症状はその場だけではなくて、ある程度経過観察をしたほうがいい。しかもこの時期は、当日は確かに気温は高めではありましたが、決して35度とか36度という真夏の暑さではなかったはずですが、体が慣れない中、そして、ある意味去年の夏以降のマスク生活で大分疲れもたまりやすいというのでしょうか、熱中症になりやすい環境でもありますので、今回、もしかしたら標準的な、スタンダードで

いくと、緊急搬送を10名近くしたというのは、大分念には念をとということだったのかもしれませんが、今後こういうことがあったとしても、医療体制が可能であればという前提もありますけれども、このように念には念を入れた対策を取っていただきたいなと思います。万が一のことがあっては本当に取り返しのつかないことになりますので、今後このように慎重にというのでしょうか、取り組んでいただきたい。

あと、以前も教育委員会の場でお話ししたことがあるかと思うのですが、親であれば周りに誰もいないから取ってしまおうということができても、本当に子どもたちは、みんな同じようにマスクをしてなければいけないというすごく強い思いがありますので、そこを取っていいのだよというところは、ある程度教員のほうで1つの指導というのでしょうか、しっかりと取るときは取ることがいいことなのだというところを教えてあげてほしいなと思います。以上です。

統括指導主事（佐藤） ありがとうございます。まず緊急搬送につきましては各学校に、自分で判断せずのためらわず念のために、万が一を想定してためらわずに呼んでくださいと指導しているところです。また、マスクについても各学校のほうに十分周知をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

庶務課長 ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項4番についての質疑を終わります。

以上で、報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは、以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。庶務課長、連絡事項がありましたらお願いいたします。

庶務課長 次回の教育委員会定例会につきましては、7月28日水曜日、午後2時からを予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

教育長 それでは、本日の教育委員会は閉会いたします。ご苦労さまでした。